

九 公式参拝・私的参拝・正式参拝

公式参拝であるか私的参拝であるかが法律上問題となるのは、通常、公務員である者の行う参拝についてであり、この場合、公式参拝とは公務員が公的な資格で行う参拝を指し、その他の参拝は私的参拝と呼ばれる。

國務大臣の神社等への参拝に係る公私区別の基準については、昭和五三年一〇月一七日の参議院内閣委員会で当時の安倍内閣官房長官が述べた政府統一見解において示されているところであり、そこでは、「特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとか、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる。」とされている。

なお、正式参拝とは、一般に、祭神に礼拝する方式として神社が定める神道儀式にのっとって行う参拝のことをいう。

(注)「参拝」という語は、「神社等に赴いて神や仏に祈る意志をもって神仏に拝礼すること」というように参拝者の内心まで含めた意味で用いられる場合もあるが、「神社等に赴き拝礼すること」というように広く行為の外形を指す意味で用いられる場合もあり、後者の意味では、神社等で行う追悼も参拝に含まれることになる。「靖国神社への公式参拝」という場合における「参拝」は、この後者の意味で用いている。

(質問主意書・答弁書)

(昭六三・一・二九 対野田哲・参)

三について

公式参拝とは公務員が公的な資格で参拝することを指し、私人の立場で参拝することは私的参拝であると考えている。國務大臣の神社等への参拝に係る公私区別の基準については、昭和五十三年十月十七日の政府統一見解の考え方のとおりである。

(平六・七・一六 対観正敏・参)

内閣総理大臣その他の國務大臣の靖国神社公式参拝とは、内閣総理大臣その他の國務大臣が公的な資格(國務大臣という資格)で行う靖国神社への参拝のことである。 . . .

(国会答弁例)

[参・内閣委 昭五三・一〇・一七
安倍内閣官房長官 答弁]

○國務大臣(安倍晋太郎君) 内閣総理大臣その他の國務大臣の地位にある者であっても、私人として憲法上信教の自由が保障されていることは言うまでもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に参拝することはもとより自由であって、このような立場で靖国神社に参拝することは、これまでしばしば行われているところである。閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが、神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとか、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる。

先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、公用車を利用したこと等をもつて私人の立場を超えた

ものとする主張もあるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用しており、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない。

また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えることはできない。

さらに、気持ちを同じくする閣僚が同行したからといって、私人の立場が損なわれるものではない。

なお、先般の参拝に当たっては、私人の立場で参拝するものであることをあらかじめ国民の前に明らかにし、公の立場での参拝であるとの誤解を受けることのないよう配慮したところであり、また、当然のことながら玉ぐし料は私費で支払われている。

以上が内閣総理大臣等の靖国神社参拝についての政府としての統一見解でございます。

〔衆・法務委 昭六〇・九・六〕
〔大森内閣法制局第一部長事務代理 答弁〕

○大森説明員 お尋ねは、公式参拝というものは一体どのようなものかということをございますが、この点に関しましては、昭和五十五年十月二十八日付で稲葉委員に対する答弁書がございます。その答弁書の中では、「靖国神社への公式参拝とは公務員が公的な資格で参拝することを指し、」このように述べた経緯がござります。

○大森説明員 いわゆる公式参拝の公式とはどういうことかというお尋ねに対しましては、やはり先ほどお答えいたしましたように、公務員が公的な資格で行う参拝であるという以外に答えようがないという

ふうに考えております。（稲葉（誠）委員「じゃ参拝は」と呼ぶ）なお、もう一つ非常に紛らわしい言葉といたしまして、正式参拝と正式でない参拝という言葉がござります。この間の違う正式参拝と申しますのは、靖国神社に関しては靖国神社が定めた参拝の方式を謂うというふうに使われている次第でございます。

○稲葉（誠）委員 靖国神社が定めた参拝の方式というのはどういうのを言うのですか。

○大森説明員 私ども神道の祭祀に関しましてはそう深く研究しているわけでもございませんし、また専門でもございませんが、聞きかじりしたところによりますと、正式参拝と称する儀式は、まず手水の儀、それから修祓の儀を経まして、そして本殿所定の座に進み、そして玉ぐしを奉奠し、そしてその後にお神酒をいただくというような手続を経る儀式である、このように承知いたしております。

[衆・内閣委 昭六〇・八・一〇]
茂串内閣法制局長官 答弁

○茂串説明員 ……参拝という言葉の意味合い、使い方の問題かと思ひます。すなはち参拝というのは、先ほども申し上げましたように神社、仏閣に赴いて拝礼するという行為として把握する場合に、通常は神仏に祈りをささげるといったような宗教的な目的を持つたものでございますけれども、そのほかに広い意味の参拝としては、例えば表敬をするとか、このたびのいわゆる参拝のように非宗教的な戦没者追悼という目的のために参拝するという場合もあり得るわけでございまして、これは言葉の使い方の問題であるというふうに考えております。

○茂串説明員 参拝と追悼の違いはどういうところにあるかということでございますが、参拝という言葉を神社、仏閣等に赴き拝礼するというように広く行為の外形を意味するものと解しますと、神社等で行う追悼も参拝に含まれることは明らかでございまして、政府が公式参拝というときの参拝はこの意味で用いている

ものでござります。

他方、参拝をより狭く、神社等に赴いて神仏に祈る意思を持つて神仏に拝礼するというようだ、参拝者の内心までを含めた意味の言葉であると解しますと、神社等で行う追悼は参拝ではないということにならうかと思います。